特定福祉用具購入費支給申請に伴う留意事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年6月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宜野湾市介護長寿課

**1.申請のタイミングについて**

①新規申請中の申請

申請可能だが、認定が非該当で出た場合や、購入理由が適切でない場合、全額自己負担になる可能性があります。この旨を利用者へ説明し、福祉用具販売計画書や領収書を作成・保管しておき、認定結果通知後、申請書を提出してください。

②更新中の場合

　認定切れではないため申請可能。但し、保険者で把握できる認定調査結果の情報が1年近く経過しているため、申請書の理由記入欄等において、状態像変化の経緯、現状、生活課題等を明確化した情報の落とし込みが必要です。

2**.申請書における「福祉用具が必要な理由」及び特定福祉用具販売計画書購入理由について**

　(1)「生活全般の解決すべき課題・ニーズ」及び「福祉用具目標」の記入について

　　　計画書は個々の利用者の状況に合わせた内容で個別に作成されるものであるが、課題や目標が抽象的・普遍的な内容となっているケースが多く、現在の身体状況や生活環境等における課題、目標が不明です。これらを具体的に明記し、当該品目の購入に至った経緯や理由を記載してください。

(2)高額福祉用具の購入時の注意点

家具調やウォシュレット機能付きのポータブルトイレなど、付加的な機能を有す高額な商品に関しては、その選定理由の確認が必要です。選定理由の説明ができない場合、算定不可となることがあるため、事前に保険者に相談するようお願いします。

**4.その他注意事項**

(1)同一種目の特定福祉用具の再購入について

①既に購入したものが著しく破損し、継続して利用することにより危険が伴う場合

⇒破損個所が分かる写真と説明文の添付

②状態変化に伴い、より高機能な同一種目の福祉用具が必要となった場合

　　⇒既に購入した福祉用具が使用困難である理由、状態変化の原因・経緯、他の手段も検討した上でなお、当該福祉用具でしか対応ができない理由等の説明文書添付

(2)ケアマネがついているが、他のサービスの利用がなく、福祉用具購入のみのサービス利用者については福祉用具サービス計画書の提出が必須。

計画書の内容についてはケアマネも情報を共有し、購入後の利用状況のモニタリングについても双方にて適宜実施すること。

(3)福祉用具販売計画書(利用計画)において、購入、貸与を問わず、利用している福祉用具サービス全ての記入が必要です。

